

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注する汚泥再生処理センター建設工事に係る一般競争入札を、総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）により実施することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする関係法令及び本組合関係条例等に定めるもののほか、総合評価による入札の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において総合評価とは、価格のほかに、価格以外の当該施設建設工事に係る技術的な要素を評価の対象に加え、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式をいう。

(技術評価委員会の設置)

第3条 管理者は、総合評価による入札の実施にあたり、技術評価委員会を設置するものとする。

(技術支援の要請)

第4条 管理者は、総合評価による入札の実施にあたり、必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に、技術的な支援を要請することができるものとする。

(落札者決定基準の決定等)

第5条 管理者は、総合評価における落札者決定基準を定める場合及び落札者を決定する場合は、技術評価委員会の審議を経なければならないものとする。

(総合評価入札結果の公表)

第6条 管理者は、落札者を決定したときは、入札結果を速やかに公表するものとする。

(総合評価入札結果の説明)

第7条 入札参加者は、前条の公表を行った日から起算して5日以内（準用する尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「準用する市の休日」という。）を除く。）に書面を提出することにより、入札結果の説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の求めについて、当該書面を受理した日の翌日から起算して、10日以内（準用する市の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

3 管理者は、前項の規定による回答を行うにあたり、技術評価委員会の意見を聴く

ことができるものとする。

(評価内容の担保)

第8条 管理者は、落札者の技術提案のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及びその履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(技術提案書の取扱)

第9条 管理者は、入札参加者から提出された技術提案書については、公表しないものとする。

(技術提案書の作成費用)

第10条 技術提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合評価による入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、当該施設建設工事の請負業者が決定する日まで、その効力を有する。